

第1239回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 令和2年8月24日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第57号 令和3年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第3 市教委第58号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

日程第4 市教委第59号 高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第60号 高知市就学援助規則の一部改正について

報告 ○第478回高知市議会臨時会に提出する予算外議案に対する意見についての教育長専決
処分の報告について

○令和2年8月市議会質疑概要について（教育委員会関係）

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	理事	貞 廣 岳 士
	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課教育企画監	平 井 千加子
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	教育環境支援課学校 I C T 担当副参事	和 田 広 信
	人権・こども支援課長	山 中 浩 介
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	学校教育課副参事課長補佐事務取扱	西 田 尚 弘
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	学校教育課指導主事	川 元 雅 一
	学校教育課指導主事	岡 崎 大 幸
	学校教育課指導主事	掛 水 さおり
	学校教育課指導主事	三 嶋 香 世
	学校教育課指導主事	松 尾 涼 子
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主任	西 村 夏 海

1 令和2年8月24日（月） 午後4時30分～午後5時40分
（高知市青年センター（アスパルこうち）4階研修室）

2 議事内容

開会 午後4時30分

山本教育長

ただいまから第1239回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、よろしくお願いいたします。

西森委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第57号「令和3年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

審議に入る前に確認です。7月定例会において「市教委第51号 令和3年度使用高知地区教科用図書の採択について」でお諮りし、ご承認いただきましたとおり、家庭科分野に係る教科書採択の審議につきましては、森田委員にご退席いただくこととなっておりますので、森田委員、よろしくお願いいたします。

それではまず、「家庭科以外の教科分野」に係る教科書の採択について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第57号「令和3年度使用高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

本市においての高等学校とは高知商業高等学校のことになります。資料といたしまして、議案紙2ページをご覧ください。趣旨としましては先ほども申しました、令和3年度に高知商業高等学校において使用する教科書を採択するものでございます。

それではまず、家庭科以外の教科書採択についてご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。「高知市立高等学校教科書採択の流れ」を示しています。1として、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小・中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、いわゆる小中学校の教科書は無償であるのに対し、高等学校は有償、いわゆる個人負担ということになります。学校の実態に則して高等学校が採択委員会を組織し、教科書の発行者から送られてきます見本本を基に、各教科担当者で意見を集約し、選定理由書を作成いたします。2として、学校が作成した選定理由書を基に、教育委員会事務局が採択案を作成します。令和2年度新たに使用する教科書は、全日制の5点、定時制の1点になります。この6点についてこの後、審議をしていただきたいということになります。3として、教育委員会事務局が作成した採択案を、教育委員会の職務権限として教育委員会で決定することになります。

それでは、次に2ページから3ページへ、先ほどの6点につきまして再度ご説明申し上げます。

まず、2ページの29番でございます。ここで「美術Ⅰ」がございます。これは全日制の番号62番までが全日となりますが、その後、右3ページ中段から下が定時制の課程となっております。

まず、29の「美術Ⅰ」と、3ページの定時制の14番「美術Ⅰ」、これは同じものでありますので、まとめて説明をさせていただきます。今回、この6冊の主だった視点としましては、今年、特にオンラインや遠隔授業などがございましたので、そういうところの視点が大きく関わっているところと共通したものでございます。

では、一冊目の「美術Ⅰ」、29番の項目と14番の項目について説明いたします。ちょっと文字は小さいですが、9ページにポイントとなることを示してありますが、9ページの網掛けの「美術Ⅰ」のところの、小さくて字が申し訳ないですけど、今回主だったポイントだけを説明させていただきます。この「美術Ⅰ」につきましてはこれまでは光村図書を使用しておりました。これがここ5年間ぐらい使っていましたが、今回、日本文教出版というものになります。当初、日本文教出版はなかったのですが、ここ最近出てきました。こちらの方が先ほど申しましたオンラインや遠隔授業に適しているということです。特に生徒が自宅で学習する場合などに資料などが充実しています、金額的には同程度なものですけど、こういった充実がされたという日本文教出版です。実物が1セットしかないですので、申し訳ないですが、この後見ていただけたらと思います。

次になります、先ほどの資料で2ページの下の41。「ビジネス実務」という東京法令出版でございます。この41番と次の52番、「財務会計Ⅰ」、これも同じく東京法令出版になりますけど、さらに、55番の「原価計算」、この3冊につきましては全て東京法令出版ということになりますが、この特徴としまして、これも1部しかなくて申し訳ないですけど、まさに今のデジタル教科書やPower Pointの授業用スライド又は教師用指導資料など、指導に役立つ内容が豊富に掲載されています。もう1点申しますと、家庭学習であったり、災害時等の休業期間中にも対応でき、学びを継続することができる授業支援デジタルコンテンツが大変充実している、今、一番求められている内容となっております。

次に50番の簿記のところになります。教科名「はじめての簿記」です。ここではネットスクール出版というものになりまして、先ほど11ページにあります、本当に字が小さくて申し訳ないですけど、下から1番目の欄に記載しております、1年ライセンスコースの「簿記」につきまして、昨年まで「実教出版」を使用しておりましたが、今回「ネットスクール出版」へ変更をしていただきたいというところなんです。これにおきましても先ほどと重複するところがありますけど、学習支援としての学習用動画コンテンツが配信されており、スマートフォンやタブレットで動画視聴することが可能である点、2点目は先ほども申しました、家庭学習や災害時等の休業期間中にも対応でき、学びを継続することができるデジタル資料というところなんです。いわゆるこのデジタル、家庭でも充分活用できるというのが今回のポイントとなっております。

今の点から、ページ数で言いますと2～3ページにおいての5点、全日制の方が5点、そして、定時制が1点の計6点です。さらには、それ以外の物につきましては、本年度用意しているものと同等の物と変わらないということで、合計で、全日制で62点、定時制で22点につきまして審査していただきたいと思います。

申し訳ありませんが、見本で1セットだけ今現在の物と来年度の物がお手元にあると思いますので、少しめくっていただいて、ご検討のほどよろしく願いいたします。説明は以上です。

先ほどの動画コンテンツの部分で少し紹介させていただきます。

ネットスクール出版のものになります。

【動画視聴】

学校教育課長

こういったものが各家庭で、視聴できるという特典があるということです。

山本教育長

商業高校の新入生はタブレットを持っていますので、やはり休校になってもこのコンテンツがあれば、このまま使えるというところです。基本、美術以外は今回の休校などを捉えて、ネット対応がどうなっているかというところで教科書を見直ししたということです。

学校教育課長

こういう時期ですので、オンラインと遠隔授業等に活用できるという視点が多かったということになります。

西森委員

ビジネス実務の教科書、先ほどから大変面白く拝見していますが、すごいと思ったのが「苦情対応」というところで、「とにかく最初はまずとりあえず謝れ」とか、「間違っても言い訳から言っては駄目」だとか、「何よりもまず謝罪をし、相手の主張を最後まで聞き、その後に適切な対応を考える」とか、何かいろいろものすごく詳細に書いてあります。それが実教出版の方で、今回新たに採用される東京法令出版の方はもう少しあっさりしているので、もしかしたら何かこう、何て言いますか、それこそ紙ページでものを覚えるとか、読むのではなくて、この部分が何かビデオ教材として充実しているのかと想像しながら思いました。

紙として見るとちょっと、やはり法令出版よりも前の実教出版の方が非常に事細かというか、私はこれも買いたいという感じで、名刺交換の仕方とか、電話のかけ方とか、本当に今更聞けないことがいっぱい書かれているので、すごいと思いました。教科書を紙媒体で見ると、IT教材の方が優秀だから変えるというようなことでしょうか。

学校教育課掛水指導主事

動画デジタルということで、それこそ名刺交換であれば、実際にその名刺交換をしている動画があったりとか、そういったところで、それを見せながら生徒がシュミレーションしたりとか、ほかにはロールプレイングができるというところも、ビジネスマネジメントのコミュニケーションに変わってきますけど、そういうところで先生方はデジタルコンテンツを使いたい、また、学校の方から要望として上がってきております。

西森委員

会議という項目もあります。会議ではどうかこうとか、これを読んでから会議に出なければいけないと思いました。

山本教育長

次の義務教の教科書もこういう視点で作られ出すのでしょうか。今回の教科書でもQRコードがありましたけれども、あれがもっといろんな動画などで進化してくるのではないかなと思います。

谷委員

「美術」はやっぱり全然違いますね、内容が。文教出版は本当に幅広いものがあるので、こっちの方がそれはもう全然いいと思います。全体を見ても、それから、色もきれいです。これだけ差があるというのも珍しいですね。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。「家庭科以外の教科分野」に係る教科書の採択については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。

続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。

森田委員はご退席いただきますようお願いします。

(森田委員退室)

山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、家庭科の教科書採択についてご説明させていただきます。

資料4ページの令和3年度使用高等学校教科書案をご覧ください。全日制、定時制ともに昨年と変更はなく、同じ教科書となっております。

選定理由につきましては14ページでございますとおり、これまでどおりの変更のない採択ということになっております。ご承認をお願いいたします。

山本教育長

これについては前年度に引き続きという形で変わっていないということでございますが、何か質疑等はございますでしょうか。

野並委員

高校の家庭科は何を求めようとしているのですか。つまり、イメージでいうと小学校の家庭科と比べ、いわゆる最低限の、今後生きる上での何か術というのを教えている。ただ、高校の家庭科の目的というのはどこに置いているのですか。もっと高度なものですか。

学校教育課三嶋指導主事

高等学校の学習指導要領の方では「(1)人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて生活を主体的に営めるために必要な理解を図るとともに、それに係る技能を身に付けるようにする。(2)家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。(3)様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。」とあります。

野並委員

この先何を教えるのだろうと思ったものですから。どうもありがとうございました。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科の教科書採択については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第57号は、原案のとおり決しました。

それでは、これ以後の議案審議につきまして、森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

山本教育長

それでは再開いたします。

日程第3 市教委第58号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

議案書3ページ、市教委第58号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和3年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針を受け、その内容を参考に、高知市の実態に応じて高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものです。

資料1は本日ご提案いたします「令和3年4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針(案)」でございます。ここに6点の変更点がございまして、その変更点につきまして、資料2と資料3を基にご説明申し上げます。資料2ですが、右側が令和2年度、左側が今回ご提案する令和3年度の高知市の内申方針でございます。資料3が同じく右側が令和2年度、左側が令和3年度、県の人事異動方針でございます。県の方の変更点を参考に高知市の実態においてということですので、両方を見比べながら説明をさせていただきます。

高知市だけで言いますと計6点ありますが、この6点が今回、県の方も6点ということで、番号で示してあります。同じ6点ですが、完全に整合が図っているわけではなく、若干のズレもありますが、そこは説明させていただきます。

それでは、まず、資料3の県の方をご覧ください。ここにまず、1点目として①「ICTを活用した教育の実践」という文言が追記されております。これには資料4に第3期高知県教育振興基本計画を示してありますが、それを1枚めくっていただいて、そこにはタイトルとしては「基本方針Ⅲ」として「デジタル社会に向けた教育の推進」とございます。その中の文言の中に「ICTの活用」ということが出てきますので、県としてはそこを「ICTを活用した教育の実践」という形に変えているということです。

本市におきましても、資料2、2番の具体的要領の(1)の①に「ICTを活用した教育の実践」という文言にしております。これは県の文言とも近いものでございますが、同じく本市といたしましても、このICT活用というのは非常に今日の課題において大切なものであるという位置づけの基に県と同等の変更をしております。

次になりますが、県では4番の「校長、副高長、教頭及び事務長」というところで(1)から(9)までありまして、その中で(2)・(3)・(5)の3点につきまして変更があります。この変更点につきましては、まず(2)で言いますと「新たな課題」ということでございまして、今、新型コロナウイルス感染症でありますとか、先ほどのICT活用といった、新たな内容が課題ということで、「新たな課題」という言葉が追加されています。

(3)につきましては、これまでは「組織的で機動性のある学校経営を行う組織経営能力」という言葉でしたが、これが「組織マネジメント力」という言葉への変更でございます。この変更点につきましては資料5となりますが、ここに「学校組織の在り方検討委員会」という県の検討委員会がありまして、この中で今や日常的に「組織マネジメント力」という表記になっていますので、この表記をそのまま使ったということになります。

ちなみにですが、国の定義として、この学校組織マネジメントという言葉で言いますと「学校内外の能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程」ということになっておりますので、そういった文言になっております。本市においても、この後説明しますが、その言葉を引用するということになります。

次は県の(5)、ここで「教職員の業務負担を軽減し」というこれまでの表現を「教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組を推進し」に変更になっております。これにつきましては資料6になりますが、ここに「第3期高知県教育振興基本計画 本文より抜粋」とあります。その中の取組2-(2)、【現状・課題】の中の網掛けがある部分の中に同様の文言がありまして、それをそのまま引用しているということになっております。

なお、本市におきましては、先ほどの県の校長、副校長、教頭及び事務長というところは、本市の方では「2 具体的要領」の(3)に文章としてまとめてありますので、その中で②・③・④・⑤の変更点となっております。なお、②につきましては、本市では事務長が本年度からの配置になったということで、これまでなかったもの、今年から事務長の表記を入れております。なお、本市につきましては先ほどの県の②・③・④・⑤につきまして、引用した形になっております。それぞれにおきまして、県と同様の本市も課題を持っているということで同様にしております。

続きになりますが、県は9番の⑤、「組織の活性化」というところになりますが、これは教職員の人事異動の本来の目的を追記したものであるということになりますので、高知市としましても同じく(4)の⑥になりますが、「組織の活性化や人材育成促進の観点から」という形で追記しております。

最後ですが、県が11番の項目で⑥、「割愛となる人事交流の場合には、書面によって勤務条件等を示しながら、本人の意思確認を行う。」とあります。これにつきましては、令和2年7月に新聞報道のありました、高知大学附属3校1園に係る残業代の未払い問題に関して追記されたものです。この変更につきましては、本市の内申方針にはございません。

以上、本市の番号としては①～⑥までが令和2年からの変更点となっております、これについてご意見をお願いしたいと思っております。以上で説明を終了します。

山本教育長

基本的に県の変った部分と高知市を見比べて、高知市の必要なところは取り入れて、見直しを行ったということだと思いますけれども、この件に関して質疑等はございますでしょうか。

森田委員

①から⑥以外のことですけれども、ちょっと紙面的なことで申し訳ありません。この資料2の左の(3)の最後のところですが、「子育てに関する職場環境づくり」これは同じものですが、これは議論の中で、子育て以外にも介護とか、そういうところを議論する機会というのは、何か声とか、そういうのはありましたか。

介護問題とかそういうのは余り議論にはなっていない、改正に当たってというか、修正に当たって。もちろん介護などもこの中に入っているという認識でよろしいのか。子育てに関する職場環境だけ入っているの、介護で辞められる方とかもやっぱりおられるとも、苦慮されている方もいるかなと思いましたが、ちょっとその辺りが分からない。

学校教育課長

県の方で言いますと、先ほどの4の(6)のところになるとは思いますけど、ここでは県は子育てということで、先ほど森田委員が言われた介護という言葉がない。言われるとおり介護という分野もなきにしもあらずということです、現実的には。

森田委員

勤務時間を意識するということとか、教員の負担軽減、働き方改革、そういうところにもそれはもちろん無視しているわけではないというか、そういう理解でいいですか。子育てだけ入っていたので。

学校教育課長

また参考にさせていただきます。

森田委員

ありがとうございます。

西森委員

冒頭の基本方針1行目の「教育向上」という言葉があります。これはこの四文字いいのかと、急に今年になって気になり始めました。というのは、そもそもどうやって人事を考えるかといったときに、端的に言えばより良い学校を作る、より良い教育をする。では良い教育とは何かといったときに、これはもう千差万別ですけど、高知市としての目指す教育というのがある。県教委の方は冒頭のところで「知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成する」といって、そのためにチームがこうしていくためには、なんたらかんたらとすごく長い前置きの上で、要はこういう教育をしたいです、そのためにこういう学校を作りたい、ハードルは高いとは思いますが、言っていることはかなりビジョンが分かります。

高知市の場合は「基づき」とあるので、言ってみればそこの理念もごっそり引き取っていますとまず読んででもいいだろう、だから細かく書く必要はないだろうと思いますけれども。そこで「高知市の教育向上を図り」といって、ネットとかで見たらそれこそ「教育力の向上」とか、「教育水準の向上」とか、県の方は「教育水準を高める」という言葉を使っているようだけれども、ちょっとこの4文字が、今年はまだ構いませんけど、どうですか。「教育向上」という言葉で、意味として日本語としてはまるのか。教育が向上する、何かちょっとぼやっとしているようなイメージを今年初めて持ってしまいましたので、また、国語の先生方いっぱいいらっしゃると思うので、ご検討いただけたらと思った次第でございます。以上です。

山本教育長

案ということだから、ここの中で「教育力」にする。そっちの方が絶対にしっくりくると思います。修正の上、採決というやり方もありますので、言われたとおり「教育向上」というより「教育力の向上」とか、「水準」など、そっちの方がいいと思います。

西森委員

県に合わせるなら「教育水準の向上」でしょうね。でも、市として本当に水準という、これも日本語の問題でよく分かりませんが、レベルを上げるの水準というのと、力を向上するというのはちょっとニュアンスが違う気もして、どちらを目指していくのかというのは、まさにみんなでよく考えなくてはいけないところだとは思いますが。

谷委員

「全県的に教育水準を高めていく必要がある」という県の書き方だと、その「教育水準」でいいと思いますが、市の場合は「高知市の教育力の向上を図り」という方が、座りがいいかもしれませんね。それにこれは人事異動方針と人事異動内申方針とあるわけですから、県と市で。

山本教育長

学力とかそういうところであれば、「教育水準」と言う方がいいのではという気もしますが、ICT環境への対応とか、そこでいくと先生方の力を上げるということもあると思います。県と合わせれば、おっしゃっていただいている「水準」というのが、先生の人事異動というところと言うと、学校水準とか子供たちのレベルを上げるというような形になるのではないですか。異動の中で言うと、人材育成のツールが人事異動というところから言うと、教育力の向上、先生方の資質・能力の向上というような意味の方がしっくりくるのかなというようなので。

ちょっと来年はまた考えますが、今年については一旦、私のニュアンス的に言うと「教育力向上」の方がいいと思います。そういう形で修正させていただくということで構いませんでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは、いろいろご意見いただきましたけれども、この件につきましては先ほど言いましたように、方針のところで「教育向上」というのを「教育力向上」に直した上で、そのほかの部分については原案のとおり決するという形でご異議ございませんでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第58号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第59号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課教育企画監

市教委第59号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について」説明させていただきます。

ご審議いただく前に、高知市学校支援地域本部事業について、概要をご説明いたします。本事業は、高知市立学校に通う児童生徒の健やかな成長を育むために、学校、家庭及び地域が連携し、地域全体で子供たちを育む体制づくりを目指すものであり、現在、高知市立学校26校で実施していただいております。具体的には、日々の教育活動や学校行事等に、保護者や地域の方々が参画され、学校教育の充実を図り、子供たちの学校生活を後押しするものとなっております。

このような、本事業を円滑に実施するため、高知市学校支援地域本部事業推進委員会を附属機関として設置し、本事業を推進していく上で、必要な方策について協議・検討を行っております。

それでは、ご審議いただく内容について、ご説明申し上げます。高知市学校支援地域本部事業推進委員会の組織は、「高知市学校支援地域本部事業推進委員会条例」第3条に規定されており、委員10人以内をもって組織することとなっております。10名の内訳としましては、学識経験者、保護者、学校関係者、行政関係者、その他教育委員会が必要と認める者となっております。

資料5ページをご覧ください。推進委員会の名簿でございます。10名の委員のうち、令和2年9月30日で9名の委員が2年の任期が満了になることから、新たに委嘱するものです。新たに委嘱をする9名のうち、再任が3名、新任が6名となっております。

再任の方3名のうち、名簿1番の一色教授は、学識経験者として、平成28年度から推進委員会委員長を務め、地域協働についてご示唆をいただいております。名簿3番の富山恵司さんは、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとして地域に密着した取組をされております。名簿8番の吉川佳余さんは、現在は少年補導センターの副所長を務められ、平成27年度から28年度にかけて本事業の立ち上げに携わった方ということから、継続してお願いするものです。

次に、新任の方をご説明させていただきます。名簿2番の川田智恵さんは、健康福祉総務課 地域共生社会推進室の室長を務められ、本市の地域福祉活動推進計画を進めており、地域と行政が進める様々な取組について深い見識のある方です。名簿4番の竹村早苗さんは、学校関係者として、高知市立介良潮見台小学校長であり、学校支援地域本部を設置して2年、地域と協働した取組を進めておられます。名簿5番の池上雅美さんは、保護者として、かつ本事業における地域コーディネーターとして、春野東小学校と地域をつなぐ役割として、日々学校及び子供たちのために活動いただいております。名簿6番の徳弘朋子さんは、高知市民生委員児童委員協議会連合会 副会長を務められ、子供、保護者及び高齢者への支援、学校と連携した活動など、地域のニーズに応じた活動を幅広く行っているとともに、布師田小学校の地域コーディネーターとしても活動いただいております。名簿7番の眞明裕さんは、地域コミュニティ推進課 課長補佐であり、地域に入り、概ね小

学校区を単位として地域内連携協議会の設立を進めていらっしゃる方です。名簿9番の秋山和範さんは、生涯学習課 青少年担当係長兼青年センター所長であり、青少年育成協議会事務局として8年間、子供たちの健全育成のための活動にご尽力いただいている方です。

つづいて、6ページをご覧ください。10番目の方のお名前も入った名簿でございます。名簿10番の方は、任期が令和3年1月31日までとなっております。したがって、今回は9名の方を委員として委嘱するものでございます。任期は令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2年でございます。

また、女性・男性の比率ですが、10名の委員のうち、2番・4番・5番・6番・8番の5名の方が女性でありますことから、女性の比率が50パーセントとなっており、基準を達成しております。以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

よくわからないのですが、要は推進委員会の委員はこの10名ですか、9名ですか。

山本教育長

10名です。

谷委員

では6ページの方が委員全体を示している。

山本教育長

この9月末で任期満了となるのが、上の9名の方。

谷委員

9名だけど、要はこの人たちがということですね。

山本教育長

10名全員が推進委員会委員ということです。

谷委員

分かりました。

山本教育長

過半数の方が代わるような形になりますけど、そこは大丈夫ですか。

学校教育課松尾指導主事

新任の方が多い理由としましては、本年度の異動によって、これまで委員を務めてくださった方の所属が変わった方であるとか、体調等の事情により次の任期は難しいとあらかじめ申し出があった方がいたり、あと、機構改革に伴って本事業の事務局が平成31年度から教育政策課から学校教育課に移管したこと等により、新任の方を選んだという経緯がございます。

あわせて、新たにこれまで委員として入っていなかった地域コミュニティ推進課や、社会教育を担う生涯学習課の方に入っていただくことによって、高知市における地域の実態等学校教育のニーズを整備して、本事業の円滑な実施にいかしてまいりたいと考えています。

学校教育課長

なお、1番の一色先生、議長をしていただいている方には、引き続きお願いしてあるということです。

山本教育長

確かに内容的には地域と関わりを持っている方なので、実状もよく分かっている方になっていると思います。

谷委員

幅広くてすごくいいと思います。保護者がいたり、また、地域のコーディネーターがいたり、それぞれの課の担当がいたりということで、非常に網羅していると思います。新任は多いですけど、いいのではないかと思います。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

森田委員

新任の方も含めて年齢構成はどんな感じですか。

学校教育課松尾指導主事

年齢構成は正確には把握をしていないですけれども、地域民生委員さんの6番の徳弘さんにつきましては68歳で、後の方はちょっと。

森田委員

全然そこまで申しておりません。親世代の方もおられれば、ガラガラしている方もいるなど、結構年齢構成が50代に集中しているなどといった感じで構いません。

学校教育課松尾指導主事

40代～50代と思われます。

森田委員

ありがとうございます。フットワークとかその辺りをお伺いしようと思いましたが。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第59号「高知市学校支援地域本部事業推進委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第59号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第60号「高知市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

市教委第60号 高知市就学援助規則の一部改正についてご説明いたします。

趣旨としましては、小学校又は義務教育学校、前期課程への就学予定者の保護者に対し、新入学準備費に限って就学援助を行うことができるようにするため、規則の一部を改正するものです。

改正に至る経過をご説明いたします。これは資料にはございませんが、平成29年3月31日付けで国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が改正されました。改正前は、対象が「就学困難と認められる児童又は生徒の保護者」であったものが、改正後は「就学困難と認められる児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者」となりました。そこで、本市としましては、平成30年度から中学校の入学前支給を開始しておりましたが、未就学児童への入学前支給は、現行のシステムでは対応できないことから実施できておりませんでした。そのため、昨年度に未就学児童に支給するために特化したシステムを構築し、今年度から支給できる状況となりましたので、規則の改正についてお諮りするものです。

資料についてご説明をさせていただきます。8・9・10ページにつきましては今回の規則改訂に係る文書でございます。そして、11～16ページにつきましては新旧対照表となります。

本市就学援助規則の改正点について主なものをご説明いたします。まずは、11ページの新旧対照表の第2条をご覧ください。対象者ですが、「児童又は生徒」の文言であったものを、「児童若しくは生徒又は就学予定者」と追加・変更しております。

次に、12ページ第3条第2項をご覧ください。就学予定者が申請をするための申請書を新たに追加しました。新たな申請書は、9ページでございます。申請書につきましては、現在使用している申請書から大きく変えた項目はありません。ただし、現在の申請書は世帯票を兼ねていることから複写式にしておりますが、追加する申請書は、世帯票を兼ねていないことからインターネットからダウンロードしての申請・使用も可能にしております。

なお、新入学準備費を申請された方につきまして、4月以降に新たに就学援助の継続をという方につきましては世帯票を作成する必要があることから、再度、4月以降分の就学援助の申請が必要になります。

新旧対照表にあるその他の下線箇所は、新入学準備費の支給に対応するために文言整理を行ったものです。また、15ページの様式の新旧対照は、左上の様式第1号、第3条関係を第3条第1項関係に文言を改めただけで、ほかは変更しておりません。そして、新旧対照表の16ページは、私の方からご説明をさせていただきました、今回の新入学準備費に係って、新たに追加項目した申請書ということになっております。

運用としましては、本規則改正がご承認いただいた場合は、令和2年10月1日を施行日とし、10月に保護者に対して周知をします。その後、10月中旬から受付を開始し、基本的には、各学校の就学時健康診断の際に提出をしていただくように準備しております。また、申請期限を12月初旬とし、3月末には支給できるように審査をまいります。ご承認をお願いいたします。以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

細かいところですけども、まず、受給要件というか、11ページの第2条に、「原則は高知市に居住し」ですけども、括弧内に「教育委員会が高知市外に居住する児童又は生徒の高知市立学校における就学を承諾した場合の保護者も含む」とあります。ということは、南国であるとか、いのであるとか、高知市にどうぞと教育委員会が認めた場合には、就学することができその人も対象になりますと、これはこういうことですね。それとの関係で、9ページの支給申請書ですが、1番左上の四角囲みの中の同意事項2というのがあります。これは恐らく市内に住んでいることが大前提になっているだろうと思って、「新入学準備費の支給を受けた後、就学予定者が市外へ転出したときは、転出先の」と書いてあります。読もうと思えば、恐らく市外の学校に就学したときはということだろうと思いますけれども、転出というのは一般に、やっぱり引っ越していると思ったりします。先ほどの想定だと南国市に住んでいるお子さんがいて、教育委員会として来ていいですと言って、それで申請が上がってきて、入学準備費の支給をしました。けど、結局南国の学校に行きますと言った場合には、場合によっては返してくださいだと思いますけれども、ちょっとそこまで条文を見てないのですが、その場合にはこの転出という言葉でいいのかなというのが、同意事項の2項と整合しているのかというのがちょっと気になりました。恐らく、今回、今現に学校にいる子に就学援助でやるのはいいですけど、これからの予定なので、やっぱり悪く取ると、貰えるところから貰って、結局行きませんということができてしまうわけです。それを予定している2項の文言だとは思いますが、ここのところは多分いろんな法務とかも通ってこられているかと思うのですが、整合していますか。

人権・こども支援課長

これまでも今回の入学前ということに関わらず、就学援助制度で、途中で変更ということもございます。そのために、他県であったとしても情報交換は事前にさせてもらっている経緯がございます。今回のこの新入学準備費に関わっても、まずはこちらの方でお支払いは当然させていただきますが、その後、例えば他市でまた申請とか、そういうことは情報交換の中で問題になりますけれども、今回は申請の時点ではということで、高知市からお支払いはするというにはなりません。

西森委員

転出という言葉というのが、転出ですかね。就学予定者が南国市に元々住んでいて、やっぱり南国の学校に行くという言葉は転出という言葉になります。戸籍の用語上というか。何か意図しているところと言葉の書いてあることがかみ合っているのかというのは、私の理解では、市内に住んでいた前提だったのに違っていたからということで、転出と一般には言いますよね、市外に出ているのを。ただ、元々南国やいのにも対象になっているので、そうすると、そのお子さんは、転出はしていないですよ。

人権・こども支援課長

ここについては本当にまれな場合、レアな場合ということも含めて、条件として可能になるようにと、また、そのご家庭がお困りにならないようにという前提では言っておりますけれども、特別な事例というのが、例えば学校教育課さんの方が受理をした区域外とか校区外のお子さんであるとか、そういうことでも稀なケースについてもできるだけ対応しようということでの趣旨ではありますが、先ほど委員さんからいただいた転出という文言についても一度、各関係課とは調整の上、今回ご提出をさせていただいたところではございます。

西森委員

くどういようですけど、これは多分2項は想定としては高知市に住んでいる子が、結局ほかのところに行ったときという意味ですよ。2項をどう読んでもそうだと思うので。そうすると他市からも来たときにできるという部分はもうカバーはしてないでいいということですね。いや、もうカバーできないと思います。提出していませんから。南国市に住んだ状態で申請して、結局貰うだけ貰って南国市の学校へ行きますと言われたら、文言上は提出していないので、そうするともうその情報は南国市には伝わらないということにこの文言上はなりますけど、確かにレアケースはレアケースだと思います。ただ、レアなのかなという。高知市は貰えると、極端な話。悪い言い方をしたらそうなるわけです。そこまで凝った高知市の教育委員会に、我が子を南国市から事情があって行かせますと言って、その後これを取って結局行かせません、取り逃げというようなことはまずないとは思いますが、ただ、ちょっとこの規定の仕方とだったときに、その部分は最初からリリースでいいですねと見えたので、カバーする気がない同意文言だと思います。そういうケースを。そういうものを納得づくであれば構わないかもしれません。ただ、今後そういう悪用があったときに、慌てて同意を組み替えるということになるのかどうか。

山本教育長

ちょっとここは検討の余地があるのかなと思うので、例えば9ページの2のところを「就学予定者が市外への転出等による入学校を転校した場合、新入学生の受給に関する情報を就学校の属する市町村に提供すること」という形でいけば、両方は対応できるのかなと思います。

西森委員

これは受けなかったときに返すことになりますか。

山本教育長

返すというよりも情報を出すので、向こうで貰えないようにする。要は二重の受給を、それを防ぐということの情報提供なので、返してくれということではなく、知らないふりをして、もう一回向こうで申請したら貰えるというのを防ぐための情報提供ということです。

西森委員

例えば、南国市として、知りませんが、就学援助費用がないとして、高知市にとりあえず申請しておけば、新入学の準備費用が、ランドセルを買う費用がもらえましたと、でも行くのをやめましたと言って南国市に行ったら、本来貰えないものが貰えるわけですね。

山本教育長

ただ、そんな簡単には。事情を吟味した上で本当に超例外的な場合。例えば市外の子が高知市の学校へ入るという例は、本当に超例外的な取り扱いですね。

学校教育課長

それは部分的配慮か、住民票の異動がなくて来る場合は本当にリアルですけど、市町村を越えるということは結局税金を落とす所も変わってくるので、期限付きであったり、本当に県も越えるような教育的配慮にはなりません。

山本教育長

人事異動はそうなんです。

西森委員

分かりました。

学校教育課長

住民票が最優先です。

谷委員

特殊な事情とは、どんな場合ですか。

山本教育長

住民票を置いたまま高知市へ入ってくるような、そんな子もおりますので。

谷委員

そういうのはあります。

人権・こども支援課長

日程的なことを逆算しておりまして、10月1日の施行で進めないと、なかなかその後の日程が厳しいものでございますが、今、西森委員さんからご意見をいただいたところについては、ここで明確な文言を正確にお示しすることが難しいので、9月の教育委員会でこの文言についてもう一度提案をさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

山本教育長

それで間に合いますか。

人権・こども支援課長

ギリギリですが、間に合います。

西森委員

本当にすみません。ちょっと実際にはないケースのために対応する文言のため、時間を取っていただくのは本当に恐縮ですけれども、ただ、何となくやっぱり読んで真っ先に引かかったというか、なので申し訳ないですがお願いします。お手数おかけします。

人権・こども支援課長

不正があったりとかそういうことがないように。必要な方には当然早く支給は必要だと思います。今、お話しがあったようなことがあってはいけませんので、再度この文言については検討させていただいて、提案はさせていただきたいと思います。そのほか、何かございましたらまたご意見をいただきたいというところです。

西森委員

ちなみに現住所のところに高知市がもうデフォルトで入っているのは、これはもういいでしょうね。めったにないことでしょうから。たまにそれも南国とかいのか書き直すよりというよりも、デフォルトで入れておく、こういうことですね。

山本教育長

それでは、先ほど課長の話にもありましたように、いったんこの日程第5につきましては取り下げをさせていただきますので、今回採決ということではなく、内容を見直した上で、次回定例会で改めてご提案をさせていただきたいと思います。

そのほか、この件について疑義等ありましたら、人権・こども支援課の方へご連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

西森委員

すみません。申し訳ありません。

人権・こども支援課長

大変申し訳ございませんでした。

山本教育長

続いて報告事項です。

「第478回高知市議会臨時会に提出する予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

8月市議会臨時会に提出しました議案は1件です。

お手元にお配りしています「タブレット端末購入契約締結議案について」をご覧ください。

本年7月22日に指名競争入札を実施し、結果「株式会社四電工高知支店」と購入契約を行うもので、今回の入札では、3月市議会定例会と、5月臨時会において予算措置をした、14,271台のタブレット端末の整備を行うものです。

入札には、本市の入札参加資格名簿の「パソコン及び関連製品」の項目に登録のある市内・準市内業者53者に指名通知を行いまして、そのうち4者が入札に参加し、先ほど申し上げました「株式会社四電工高知支店」が、税抜き563,704,500円で落札したものです。議会の後、8月13日に本契約を行いまして、本年度中の納品に向け、調整しております。

また、残りの3分の1の約8,000台の端末につきましては、総合教育会議でも話が出ましたが、先週不調となりましたので、早急に準備を行い、9月議会には契約締結議案を提出できるように準備を進めております。以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

いくつか動画端末はありましたけれども、この四電工さんからはNECのモデルの提案を受けておりまして、それが入る形になります。7月にチェックしたばかりの最新型の機種が入ると聞いております。

よろしいでしょうか。

委員一同

—————【はい】—————

山本教育長

次に、「令和2年8月市議会質疑概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

令和2年8月市議会質疑概要と書いた資料をご覧ください。

8月12日に行われました8月市議会臨時会において出されました教育委員会に関わる質疑の概要についてご報告いたします。

今回の臨時会は、教育委員会のタブレット端末の購入契約締結に関する議案を審議するために開催されたもので、質疑を行った議員は1人で、タブレット端末について「リースではなく購入とした理由」や、「端末の保障」につきまして、質疑がありました。報告は、以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

この議員さんは、タブレットというのはやはり5年間使うとしたら壊れることもあるであろうし、それから、バッテリーなども劣化するであろうと、それで言えば買い取りよりもリースの方が、後々の対応はしてもらえないのではないかというようなところがあって1番目の質問でした。そして、2番目のところでバッテリーなどについてはどうなるのか、ということをご質問いただいたものでございます。

補助金の関係で、リース契約にするとリース上の中に含まれる金利負担とかその部分が単独負担になるということで、今回は全て国費で賄うということで購入契約にしたことと、バッテリーについては5年間の保証が付いていますので、その間バッテリーというのはなかなか難しいと思いますけれども、実際は購入した後に故障によって業者側と話をしていく必要があるというような形でお答えをさせていただいたところでございます。

この件について、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時40分

署 名

教育長 _____

3番委員 _____